

# 平成25年地方公務員給与実態調査結果等のポイント

## 1 ラスパイレス指数（全団体加重平均）

○平成25年4月1日現在 106.9(前年度 107.0 Δ0.1)

給与改定・臨時特例法による国家公務員の給与減額措置がないとした場合の値＝参考値  
98.8(前年度 98.9 Δ0.1)

※ラスパイレス指数：全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

## ○給与減額を要請していた平成25年7月1日現在の状況も調査

- ・全地方公共団体平均 103.5
- ・国の要請を踏まえた減額等の実施団体※平均 100.9

※減額実施団体及び国の特例減額と同等の給与水準に抑制済としている団体。

### (1) 団体区分別平均

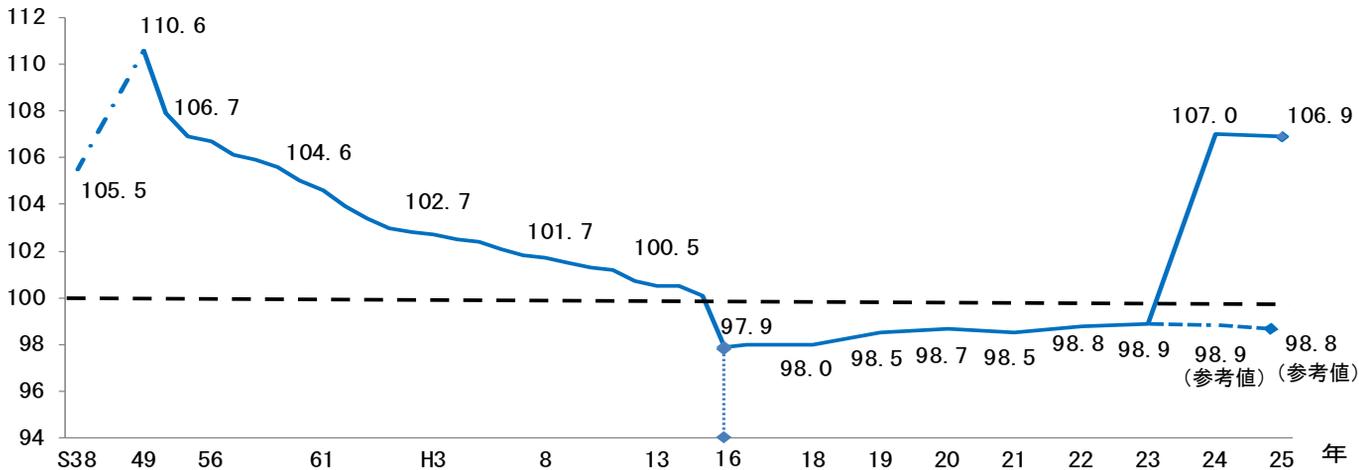
区分	H24.4.1		H25.4.1		H25.7.1	
	(参考値)		(参考値)		給与減額等 実施団体	
全地方公共団体	107.0	(98.9)	106.9	(98.8)	103.5	100.9
都道府県	107.5	(99.3)	107.4	(99.3)	102.2	100.5
指定都市	109.3	(101.1)	109.1	(100.8)	105.6	104.6
市	106.9	(98.8)	106.6	(98.5)	104.0	100.7
町村	103.3	(95.5)	103.2	(95.4)	101.4	99.4
特別区	108.3	(100.1)	108.2	(100.0)	108.0	-

### (2) 団体区分別最高値・最低値

区分	H25.4.1				H25.7.1			
	最高値		最低値		最高値		最低値	
都道府県	111.3	静岡県	99.1	鳥取県	111.1	東京都 静岡県	98.9	長崎県
指定都市	112.3	川崎市	102.7	堺市	112.0	川崎市	99.7	熊本市
市区町村	114.0	兵庫県芦屋市	78.6	大分県姫島村	113.8	兵庫県芦屋市	76.8	大分県姫島村

### (3) ラスパイレス指数の推移

指数

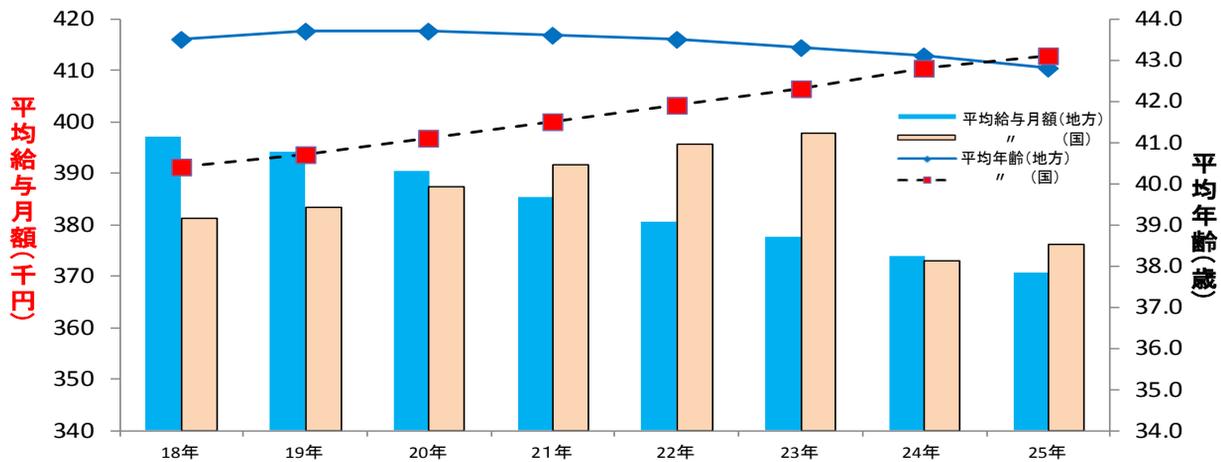


## 2 平均給与月額（全地方公共団体・一般行政職）

（単位：円）

区分	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	
地方	平均給与月額	397,125	394,168	390,432	385,510	380,703	377,625	373,923	370,822
	平均給料月額	352,399	349,469	345,427	340,830	337,049	334,379	331,189	328,842
	諸手当月額	44,726	44,699	45,005	44,680	43,654	43,246	42,734	41,980
国	平均給与月額	381,212	383,541	387,506	391,770	395,666	397,723	372,906	376,257
	平均俸給月額	328,477	325,724	325,113	325,521	325,579	327,205	304,944	307,220
	諸手当月額	52,735	57,817	62,393	66,249	70,087	70,518	67,962	69,037

※諸手当月額は、比較のため、国の公表資料と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。  
 ※国家公務員の平均給与月額のうち、平成24年及び25年は給与改定・臨時特例法による給与減額措置後の値である。



## 3 その他

○国と地方の公務員給与比較方法に関する全国知事会、全国市長会、全国町村会との意見交換等を踏まえ、以下の指数についても算定し、公表。

- ・地域手当支給率を加味した「地域手当補正後ラスパイレス指数」  
 全地方公共団体平均 106.7
- ・ラスパイレス指数に指定職を含めた場合の試算値  
 全地方公共団体平均 106.3